【新型コロナウイルス】クイーンズランド州、7月17日(土)午前1時からビクトリア州全域を感染多発地域(ホットスポット)に指定し、州民を除く同州からの入州を制限

2021年7月16日 在ブリスベン総領事館

- ●ビクトリア州全域を感染多発地域(ホットスポット)に指定
- 1 本 7 月 16 日(金)、クイーンズランド(QLD)州政府は、ビクトリア(VIC)州政府が同州全域を外出制限措置の対象としたことを踏まえ、明 17 日(土)午前 1 時から、VIC 州全域を感染多発地域(ホットスポット)に指定する旨発表しました。これを受け、既にホットスポットとして指定されている都市(ニューサウスウェールズ州のシドニー大都市圏(Greater Sydney)、Central Coast、Blue Mountains、Wollongong 及び Shell Harbour)と同様、QLD 州民及び例外的に許可を得る場合を除き、入州禁止措置がとられます。
- 2 ホットスポットとして指定されている地域に、直近の 14 日間、またはホットスポット指定開始日以降に滞在した場合(いずれか短い方)、QLD 州民である又は入州許可を得ている場合を除き、QLD 州への入州は許可されません。

ホットスポットに滞在している場合の QLD 入州許可証の取得や、その他の制限については、入州規制に関する以下の州政府 HP 等(全て英語のみ)を御覧ください。

## ○パラシェ州首相 Twitter:

https://twitter.com/AnnastaciaMP/status/1415818067334946816

○州政府指定感染多発地域(ホットスポット)

(州政府) <a href="https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19">https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19</a>

(州保健省) <a href="https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/declared-hotspots-direction">https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-act-powers/declared-hotspots-direction</a>

## ○入州規制

https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-

○COVID-19 特設サイト

https://www.covid19.qld.gov.au/government-actions/roadmap-to-easing-queenslands-restrictions

3 感染接触注意喚起リストについては日々更新され、濃厚接触(close contacts)、 偶発接触(casual contacts)、低リスク接触(low risk contacts)のいずれも対象場 所、日時が増えていますので、御注意下さい。

○COVID-19 感染接触注意喚起リスト

https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing#VIC

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\_info/golgo13xgaimusho.html